

○石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付要綱

令和3年6月1日

告示第115—1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の建築・土木関連業界の有資格者の不足を解消し、人材育成を推進するため、予算の範囲内において、市内建築・土木関連企業(以下「市内企業」という。)に在籍する者の資格取得に要する費用に対し、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、市内企業に在籍し、令和3年6月1日以降に別表1に掲げる建築・土木関連の資格を取得するため各種検定・試験を受験した者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1) 本市に住所がない者
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条に規定する暴力団員である者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表2に掲げる費用とする。

(補助金の交付要件)

第4条 市長は、補助対象者から石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を受理し、その内容を精査した結果、適当と認める場合において補助金を交付する。

- 2 補助対象者は、資格取得に必要な受験を終えた後、申請できるものとする。ただし、受験が複数回となる場合は、都度、申請できるものとする。
- 3 可否の結果に関しては要件としない。

(補助金の額の算定、交付回数及び限度額)

第5条 補助金の額は在籍する市内企業等独自の補助金を控除して算定する。

- 2 補助金の交付回数は、複数回の受験も含め1年度当たり1人2回までとし、1回当たり25,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、受験後、申請書に別表3に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(交付手続の省略)

第7条 規則第7条に規定される交付決定と規則第15条に規定される額の確定を併合し、規則第14条に規定される実績報告の手続を省略する。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、前条に規定する補助金の交付決定兼確定の通知を受領後、速やかに石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金の交付手続きを行うものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する要件に違反していると認めるときは、石垣市建築・土木関連資格取得推進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定及び額の確定の全部を取り消すことができる。ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと市長が認める事由がある場合はこの限りでない。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第10条の規定により交付の決定を取り消したときは、当該交付した補助金の全部の返還を命じることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1(第2条関係)

補助金の交付要件となる資格等 (級や区分は問わない。)	
1 土木施工管理技師	13 電気工事士

2	管工事施工管理技師	14	電気通信主任技術者
3	電気通信工事施工管理技師	15	宅地建物取引士
4	建築施工管理技師	16	解体工事施工技士
5	電気工事施工管理技師	17	地すべり防止工事士
6	造園施工管理技師	18	計装士
7	建設機械施工技師	19	消防設備士
8	建築士	20	建設業経理士
9	建築設備士	21	建設業経理事務士
10	技術士・技術士補	22	舗装診断士
11	給水装置工事主任技術者	23	舗装施工管理技術者
12	電気主任技術者	24	その他市長が特に必要と認める資格

別表2(第3条関係)

補助の対象となる経費	
1	受験等に要した往復航空運賃
2	受験等に要した宿泊費
3	受験等の会場までの移動費(レンタカー・タクシー含む。)
4	その他市長が特に必要と認める費用

別表3(第6条関係)

添付書類	
1	受験したことがわかるもの(受験票等)
2	石垣市の住民票
3	在籍する企業等の確認及び報告書(様式第2号)
4	申請金額の根拠となる書類(領収書等)の原本
5	その他市長が特に必要と認める書類